

## 議案 3～4

倉吉都市計画区域マスタープラン 及び  
琴浦都市計画区域マスタープラン  
の見直しについて

予備審議

## 議案の趣旨

2

- 県内の各都市計画区域マスタープランは、平成16年に定められた。
- その後、市町村合併や社会情勢の変化（人口減少・少子高齢化進展・中心市街地空洞化）などの問題に対応するため、見直しを実施している。  
【最近の見直し状況】 ■西部地区：米子境港、淀江都市計画区域（H27.3改訂）  
■東部地区：鳥取、福部、八頭中央、気高、鹿野、青谷都市計画区域（R4.3改訂）
- 今回、**県中部の2つの都市計画区域について、区域マスタープランの見直しを行う。**

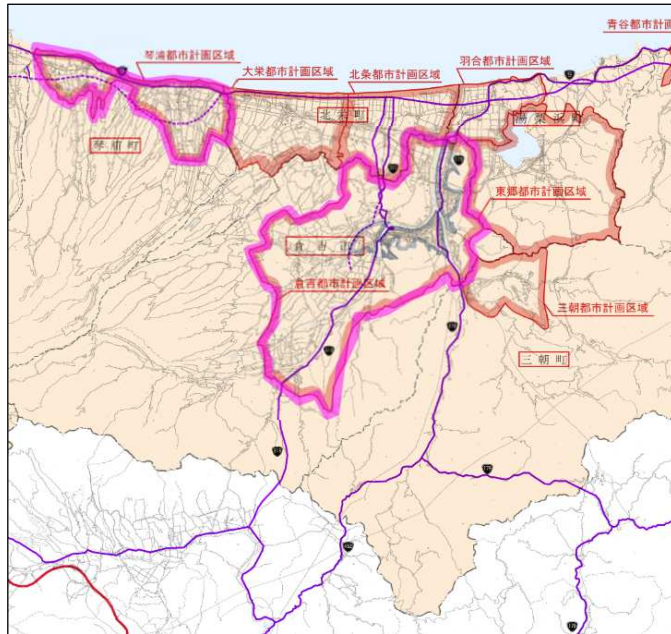
## 《倉吉都市計画区域》

- ・倉吉都市計画区域は県中部の中心都市であり、現在の社会情勢を踏まえた記述の見直しが必要。
- ・平成30年2月に倉吉市のマスタープランが改定され、整合を図るために相互に調和した内容に見直しを行う。

## 《琴浦都市計画区域》

- ・琴浦都市計画区域は、旧東伯町および旧赤碕町の各都市計画区域を平成27年に統合。
- ・現在の都市計画区域マスタープランは、東伯及び赤碕それぞれの区域で策定されているが、一体となったまちづくりが求められるため、新たに琴浦都市計画区域マスタープランを策定。

- 中部地域は、7つの都市計画区域がある。（今回の見直し対象区域：倉吉・琴浦）
- 中部地域の全ての都市計画区域は、区域区分を定めていない。
  - ・区域区分の有無については、当該区域マスタープランで定めることとなっている。
  - ・県内では、鳥取都市計画区域と米子境港都市計画区域で区域区分を定めている。



**<凡例>**

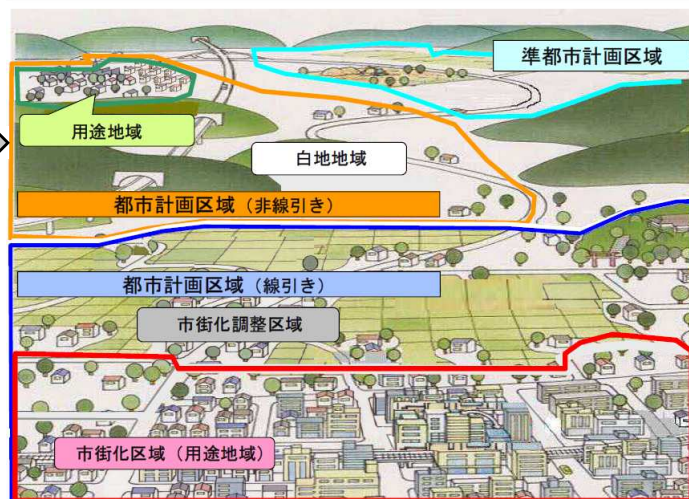
- 今回の見直し対象区域
  - ・倉吉都市計画区域
  - ・琴浦都市計画区域
- 見直しをしない区域※
  - ・三朝都市計画区域
  - ・東郷都市計画区域
  - ・羽合都市計画区域
  - ・北条都市計画区域
  - ・大栄都市計画区域

※三朝町、湯梨浜町、北栄町の各都市計画区域においては、現行のマスタープランの計画期間であるR6年以降に改定予定

## 都市計画区域・区域区分とは

- 都市計画区域とは
  - ①中心の市街地を核とし、一体の都市として総合的に整備、開発又は保全すべき区域
  - ②新たに開発、保全する必要がある区域
- 区域区分（線引き）とは、市街化区域と市街化調整区域を定めるもの。
  - ①市街化区域
    - ・既に市街地を形成している区域
    - ・概ね10年位階に優先的かつ計画的に市街地を図るべき区域
  - ②市街化調整区域
    - ・市街化を抑制すべき区域

- 【県中部地域の都市計画区域】**
- 都市計画区域（非線引き）を選択
    - ・倉吉都市計画区域
    - ・三朝都市計画区域
    - ・東郷都市計画区域
    - ・羽合都市計画区域
    - ・北条都市計画区域
    - ・大栄都市計画区域
    - ・琴浦都市計画区域



地域の選択によるまちづくり

- ・長期的な視点に立ち、住民に理解しやすい形で**都市の将来像**やその**実現に向けての都市計画の道筋**を明らかにするもの。
- ・具体的な都市計画の立案において、その方向性を示す指針となる。
- ・「都市計画区域マスタープラン」と「市町村都市計画マスタープラン」の2種類がある。

県決定

### ①都市計画区域マスタープラン

- ・都道府県が、一つの市町村を越える広域的見地から、都市計画区域毎に**区域区分をはじめとする都市計画の基本的な方針**を定めるもの。
- ・20年先を見据えた10年後の都市計画の目標を明確にした上で、その実現手法として、**区域区分等の土地利用規制、都市施設**（道路、下水等）等の具体的な都市計画の**方向性**が示される。

即す

市決定

### ②市町村都市計画マスタープラン

- ・市町村が、より地域に密着した見地から、行政区域毎に、**具体的な地区別の将来像**を示すとともに、**施設計画等を総合的に定める**もの。対象地域は行政区域全体。

《①都市計画区域マスタープラン》に定める事項  
【都市計画法第6条の2】

都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
- 二 都市計画の目標
- 三 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

都市計画区域マスタープランの正式名称

## 都市計画区域マスタープランの見直しの背景

### ○都市計画区域マスタープランの策定状況

- ・倉吉都市計画区域は、平成16年5月にマスタープランを初めて策定。
- ・琴浦都市計画区域としてのマスタープランは、未策定。  
※区域合併以前の東伯・赤碕の両都市計画区域は、H16年5月に策定。
- ・倉吉都市計画区域 及び 琴浦都市計画区域は、区域区分を行っていない。

### 都市計画区域マスタープランの見直しの背景

《倉吉》 倉吉市マスタープラン改定 (H30.2)      第2期中心市街地活性化基本計画策定 (R2.4)

中心市街地活性化のためのまちづくり施策の方向性を踏まえ、倉吉市が改定した倉吉市マスタープランと相互に調和した内容に見直しを行う

《琴浦》 琴浦都市計画区域の指定 (H27.9)

東伯と赤碕の二つの都市計画区域の統合を踏まえ、琴浦町で一体となったまちづくりを目標とするマスタープランを策定

### 《共通》 社会情勢の変化・課題への対応

地方創生

まち・ひと・しごと創成ビジョンの取組

大規模災害への対応

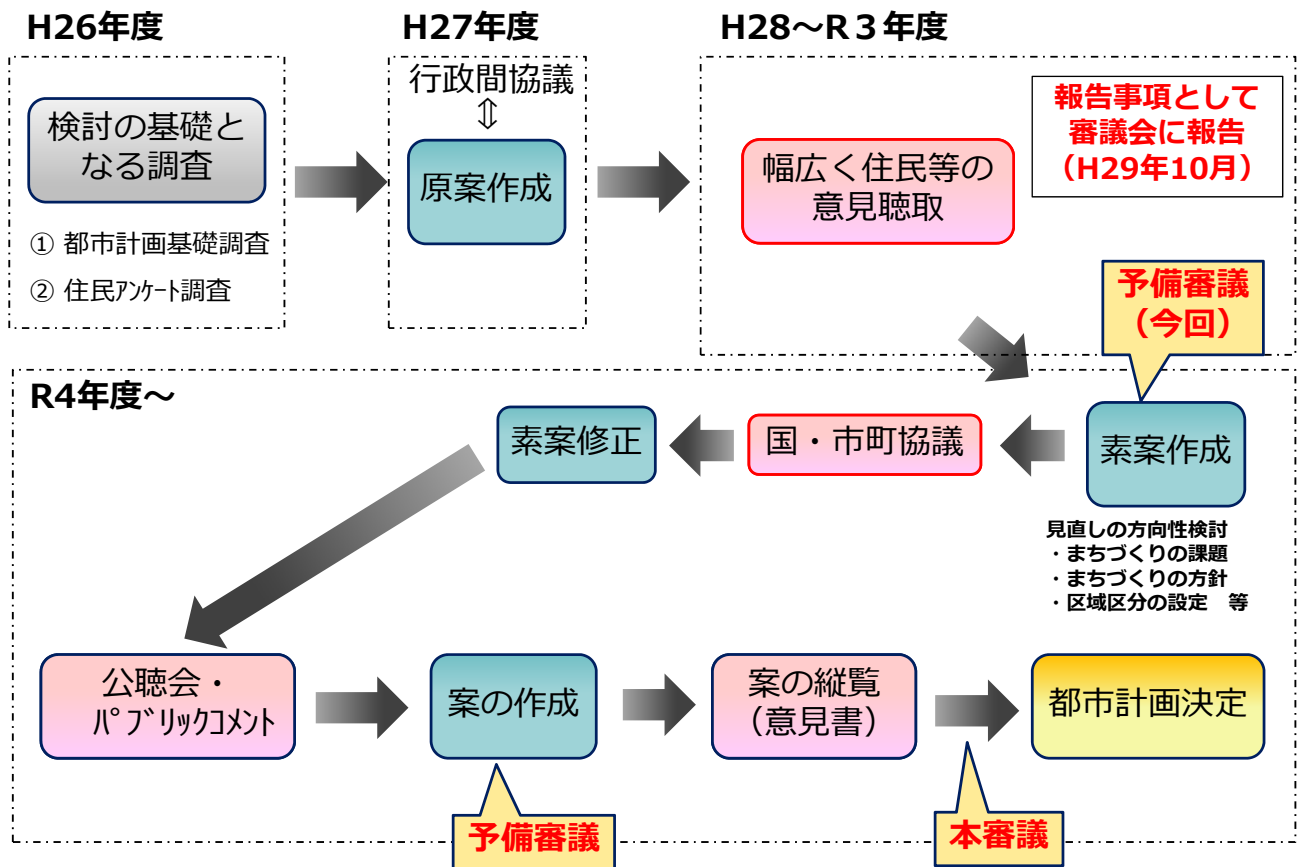
鳥取県中部地震などの大規模災害の経験  
国土強靱化の取組

交流圏域の拡大  
(県下の高速道路網整備)

山陰道の県内全線整備着手  
北条湯原道路の整備促進

人口・産業・土地利用の動向

基礎調査・各統計調査等の分析を踏まえた現状把握



都市計画区域マスタープランは、

当該都市の発展の動向、人口・産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、  
 一体の都市として総合的に整備・開発・保全することを目的として、  
 これに即して都市計画が適切に定められることとなるよう定める

都市計画法第13条第1項第1号 (都市計画基準)

検討の基礎資料となる2つの調査を実施

**(定量的調査) 都市計画基礎調査**

国勢調査等を基本としながら、  
 下記項目に係る統計調査を実施

〈調査内容〉

- ・ 人口規模の推移
- ・ 産業規模・動向
- ・ 土地利用状況、開発動向 など

本調査は、都市計画法第6条に基づき  
 概ね5年おきに実施

実施期間：平成26年10月

**(定性的調査) 住民アンケート調査**

定量評価が難しい項目について、  
 アンケート調査を実施

〈アンケートの内容〉

- ・ まちづくりに関する現状の満足度
- ・ まちづくりの目標
- ・ 土地利用に対する意識
- 区域区分の有無の意向
- 土地利用上の支障の有無
- ・ 都市計画区域の拡縮意向 など

実施期間：平成26年7月～平成27年3月

## 《倉吉都市計画区域》

**アンケート対象：倉吉市内の住民790人（回答数269人）**

○土地利用に対する意識（区域区分の有無とその方針）

- ・現状のままでよい。特段支障を感じていない。（約80%）
- ・区域区分を行った方がよい。（約6%）

○まちづくりの目標（回答上位項目）

（望ましい都市の将来像）

- ・福祉や医療が充実した健康福祉のまち
- ・災害に対する備えが充実したまちづくり
- ・子育て支援や教育施設などが充実したまちづくり

（優先度の高い項目）

- ・若者の定住促進のための施策
- ・災害につよいまちづくり
- ・高齢者や障がい者にやさしい環境

## 《琴浦都市計画区域》

**アンケート対象：琴浦町内の住人293人（回答数110人）**

○土地利用に対する意識（区域区分の有無とその方針）

- ・現状のままでよい。特段支障を感じていない。（約74%）
- ・区域区分を行った方がよい（約3%）

○まちづくりの目標（回答上位項目）

（望ましい将来の都市像）

- ・福祉や医療が充実した健康福祉のまち（東伯、赤碕）
- ・災害に対する備えが充実したまち（東伯、赤碕）
- ・防犯や交通安全などが充実したまち（東伯）
- ・子育て支援や教育施設などが充実したまち（赤碕）

（優先すべき取り組み）

- ・若者の定住促進のための施策（東伯、赤碕）
- ・公共交通機関の充実（東伯）
- ・幹線道路沿道におけるスーパーなどの商業施設整備（赤碕）
- ・災害につよいまちづくり（東伯、赤碕）

## ◆ 都市計画基礎調査と住民アンケート調査を踏まえ、見直しの方向性を整理

## 【共通課題】 人口減少によるまちの活力低下への対応

- ・人口減少や少子高齢化が進む中で、まちの活力を維持していくための取組を推進。
- ・若者世代の定住促進や子育て世代への子育て支援等の取組を推進。

## 【共通課題】 持続可能なまちづくりの推進

- ・人口減少や少子高齢化が進む中で、地域コミュニティを維持するための取組を推進。
- ・市街地や生活拠点に必要な都市機能とその他の地域を公共交通でつなぎ、都市全体で補完しあう都市構造の形成の推進。

## 【共通課題】 想定を超える規模の災害への対応

- ・鳥取県中部地震などの大規模災害を踏まえ、従来の想定を超える規模の災害を念頭に防災の取組を推進。

## 【倉吉の課題】 都市施設の整備促進と既存ストックの有効活用

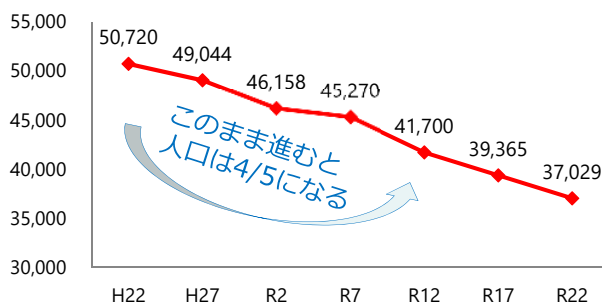
- ・倉吉駅周辺や地域高規格道路（北条湯原道路）等の都市施設の整備促進。
- ・中心市街地等の既存ストック（公共施設、空き家、空き地等）を有効活用する取組を推進。

## 【琴浦の課題】 一つの町、一つの都市計画区域のまちづくりの推進

- ・H16年に東伯町、赤碕町が合併し琴浦町となり、H27年に東伯、赤碕の都市計画区域を合併し琴浦都市計画区域を指定した。
- ・両地区の都市機能の有効活用を図るとともに、将来的には都市機能の統合等を検討。

## 人口減少によるまちの活力低下への対応

【倉吉市の人口推移と推計】



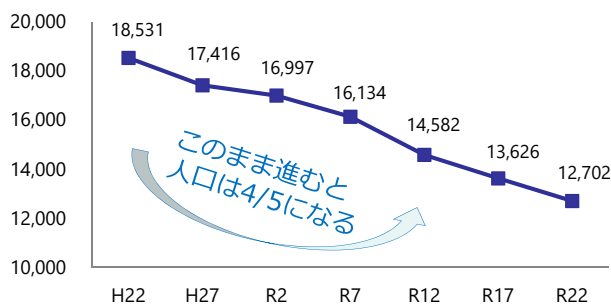
【倉吉市の取組】

- 若者世代の定住促進や子育て支援等
  - ・住まい探し、仕事探し、子育て等の支援
  - ・倉吉市移住ガイドツアーの実施 など



倉吉市HPより

【琴浦町の人口推移と推計】



【琴浦町の取組】

- 移住定住促進や子育て支援等
  - ・住まい探し、仕事探し、子育て等の支援
  - ・移住者支援策として、補助金の支給 など



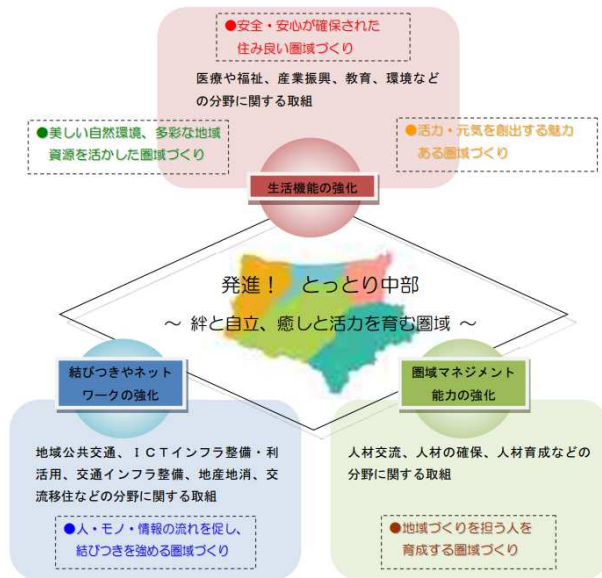
琴浦町HPより

## 持続可能な地域づくりの推進

【県中部定住自立圏共生ビジョン（R2.3改訂）】

○ビジョンの目的

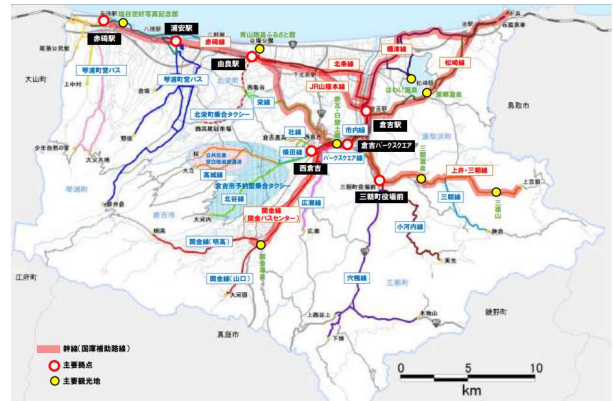
- ・定住自立圏（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）で人口の定住に必要な都市機能と生活機能を確保。
- ・圏域における定住を促進し、持続可能な圏域社会を構築。



【県中部地域公共交通網形成計画（H30.3改訂）】

○計画の目的

- ・県中部地域（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）の公共交通は、鉄道と路線バスで構成されているが、近年バス利用者が減少しており、効率的な運行が必要。
- ・まちづくり、生活交通や観光に対応した利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークを示すため計画を策定。



バスネットワーク図

## 想定を超える規模の災害への対応

【近年の主な災害等】

年	全国	鳥取県中部
H16	新潟県中越地震	
H18	平成18年豪雪	
H19		琴浦町豪雨災害
H23	東日本大震災	
H26	広島豪雨災害 御嶽山噴火	
H27	台風18号	倉吉市大正町火災
H28	熊本地震	鳥取県中部地震
H30	7月豪雨	台風24号
R1	台風19号	
R3		7月梅雨前線豪雨

【災害への対応】

- 危険な場所における開発抑制（都市計画法等の改正）
  - ・土砂災害特別警戒区域等において、住宅等の開発を原則禁止する。
- 地域防災力の向上（地域防災計画）
  - ・地域防災力の向上のため、防災訓練の実施等の推進を図る。
- 住民等の避難体制（地域防災計画）
  - ・市町村等は、災害時において安全かつ迅速に避難を行うことができるよう、避難の計画を定める。

## 都市施設の整備促進と既存ストックの有効活用

## 《倉吉都市計画区域》

○倉吉駅周辺や地域高規格道路（北条湯原道路）等の都市施設の整備促進



○中心市街地等の既存ストック（公共施設、空き家、空き地等）を有効活用する取組を推進



鳥取県立美術館の新設

⇒必要な都市施設の整備促進に取組みつつ、既存ストックの有効活用が大切

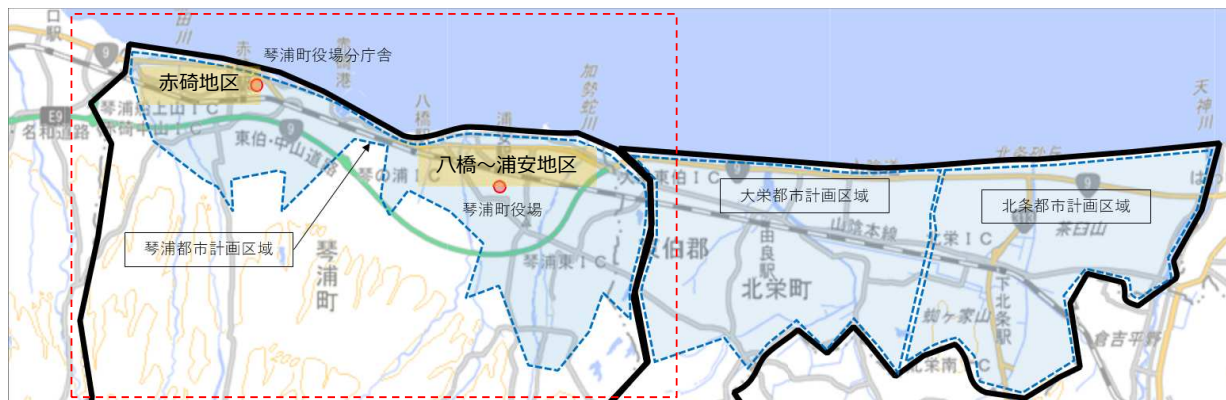
## 一つの町、一つの都市計画区域のまちづくりの推進

## 《琴浦都市計画区域》

H16年9月  
琴浦町が誕生

二つの都市機能を集積した  
核となる地区を有する

H27年9月  
琴浦都市計画区域の指定



○両地区の都市機能の有効活用を図る。

（生活拠点）

- ・ 八橋～浦安地区
- ・ 赤碕地区

（生活拠点と集落の連絡）

- ・ 路線バス
- ・ J R 山陰本線
- ・ 予約型乗合タクシー

（琴浦町の広域的位置づけ）

- ・ 農水産物の生産・供給拠点
- ・ 食品加工業の集積地
- ・ 定住拠点



◆ 意見交換の目的：まちづくりの課題や目標について、見直しの方向性が適切かどうか。

### 《倉吉都市計画区域》

#### ＜住民との意見交換＞

##### ■ 概要

- 開催期間：H29.10.6～10.13
- 対象地域：中央地区（上灘、成徳、明倫）、河北地区（上北条、上井、西郷）、西部地区（灘手、社、北谷、高城）、南部地区（小鴨、上小鴨、関金）
- 参加者：地区公民館長、自治会長、地域住民

##### ■ 主な意見

- ・今後の人口減少、少子高齢化を予測し、人口減少の対策及び人口維持の対策をそれぞれ行うべき。
- ・市街地を拡大するのではなく、公共交通（路線バス等）を維持し、歩いて暮らせるまちづくりが必要。
- ・地震や水害（天神川等の氾濫）などの災害に対して、地域の特徴を踏まえた記載をするべき。
- ・区域区分を行わないことについて、特段の意見はなかった。

#### ＜鳥取看護大学生との意見交換＞

##### ■ 概要

- 開催日：H30.2.22
- 参加者：学生6名（県内者3名、県外者3名）、倉吉市地域おこし協力隊1名
- 趣旨：H29.10開催の都市計画審議会において、若者の意見を取り入れるべきとのご意見をいただき大学生等と、意見交換を行った。

##### ■ 主な意見

- ・倉吉駅前（河北地区）に住んでいるが、天神川より西側（中央地区等）に行くことがない。
- ・赤瓦の伝統的建築物は魅力があるが、魅力の情報発信（SNS等）が不足している。
- ・バスは、それなりに運行本数があるが、料金が高くICカードに対応していないので不便。
- ・鳥取市、米子市のどちらにも近いので、買い物や遊びであれば米子市に行く。

◆ 意見交換の目的：まちづくりの課題や目標について、見直しの方向性が適切かどうか。

### 《琴浦都市計画区域》

#### ＜各団体との意見交換＞

##### ■ 概要

- 開催日：H29.3.6
- 対象団体：琴浦町商工会、琴浦町農業委員会、琴浦町建設協議会、婦人会、公民館館長など、  
※琴浦町都市計画審議会の場を借りて意見交換

##### ■ 主な意見

- ・人口減少を前提に、マスタープランの内容を検討するべき。
- ・地域の一番の課題は、人口減少や少子高齢化への対応である。
- ・若者の定住促進を図るため、企業誘致し働く場所を確保するとともに、住環境を整備する必要がある。
- ・子供が減り地域の祭りが難しくなってきた。地域づくりに関わる人を育てることが必要である。
- ・旧役場のある赤碕と東伯の2つの拠点地区について、全く同じ役割・位置づけとするのか、地区毎に別の役割・位置づけとするのかどうか。
- ・区域区分を行わないことについて、特段の意見はなかった。

## ◆ マスタープランの見直しの方向性に係る県都市計画審議会の意見

## 《鳥取県都市計画審議会》

## ■ 概要

○開催日：H29.10.25（第152回）

○報告事項：都市計画区域マスタープランの見直しの方向性や住民意見交換会の結果を報告した。

## ■ 主な意見に対するマスタープランへの反映

- ・ 区域区分を行わない方針について、異論はない。  
⇒ 区域区分を行わない。
- ・ 人口減少の対策として、まちを活性化していくことを記載しているが、まちをコンパクトにしていく方向の考え方もあるのではないか。  
⇒ 都市づくりの目標の一つに「地域コミュニティの活性化・持続可能な都市づくり」を掲げ、その具体策として「既存ストックの有効活用」を記載。
- ・ 中山間地域で後継者がいないため使われなくなった土地について、将来どのようにしていくのか考えていく必要がある。  
⇒ 都市づくりの目標の一つに「地域コミュニティの活性化・持続可能な都市づくり」を掲げ、その具体策として「営農環境との調和が図られた居住環境の形成」を記載。
- ・ 若い世代の意見をもっと聞いて、マスタープランに反映させてはどうか。  
⇒ 鳥取看護大学生との意見交換を実施。

## 都市計画区域マスタープランの見直しの方向性

## ◆ 都市計画区域マスタープランの見直しの方向性

## 《倉吉都市計画区域》

- ・ 区域区分を行わない。
- ・ 人口減少を前提とした課題の抽出、目標の記述。
- ・ 近年の災害多発や鳥取県中部地震を踏まえ、ハードだけではなくソフト対策も含めた街づくりの目標を記述。
- ・ 将来の市マスタープラン策定を見据えた記述。

## 《琴浦都市計画区域》

- ・ 区域区分を行わない。
- ・ 旧都市計画区域ごとに策定されていた都市計画区域マスタープランを一本化。
- ・ 旧区域ごとの都市機能が集積された地域の活用目標の記述。
- ・ 近年の災害多発や鳥取県中部地震を踏まえ、ハードだけではなくソフト対策も含めた街づくりの目標を記述。
- ・ 将来の町マスタープラン策定を見据えた記述。

- ◆ 社会情勢の変化、都市計画基礎調査の結果、住民アンケートの結果、住民との意見交換などを踏まえ、都市づくりの目標（案）を作成。

## 《倉吉都市計画区域》

都市づくりの目標（案）	取組の方向性
1 活力ある都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存ストック（空き家・空き地等）を有効活用し、良好な商業・住環境の再構築。</li> <li>JR倉吉駅周辺と打吹地区周辺とを連絡する公共交通の利便性向上を図る。</li> <li>バリアフリー化を推進し、誰もが歩いて暮らしやすい環境を創出する。</li> <li>医療、福祉、商業など生活に必要な機能を誘導し、住みたくなる暮らしやすい生活環境を整備する。</li> </ul>
2 広域的視点での都市機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域高規格道路北条湯原道路は、山陰道や米子自動車道との連絡機能を有しており、今後も整備を推進し、交通機能の強化を図る。</li> <li>JR倉吉駅自由通路及び駅周辺の整備完了や鳥取看護大学の開学等の都市環境の変化に対応した道路網の整備を推進する。</li> </ul>
3 地域コミュニティの活性化・持続可能な都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な市街地規模を維持・誘導するために必要な場合は、用途地域の見直しや地区計画等の土地利用誘導施策を適切に活用する。</li> <li>市街地と既存集落等との連携強化のため、路線バス等の公共交通の維持・確保を図る。</li> <li>農業などの担い手の確保・育成により、良好な営農環境を維持し、営農環境と調和のとれた居住環境の形成を図る。</li> <li>人口減少・少子高齢化の中、子育てのしやすい良好な居住環境の形成を図る。</li> <li>既存インフラの長寿命化の取組など、戦略的な維持管理・更新を推進する。</li> <li>空き家・空き地などの既存ストックを有効活用する。</li> </ul>

- ◆ 社会情勢の変化、都市計画基礎調査の結果、住民アンケートの結果、住民との意見交換などを踏まえ、都市づくりの目標（案）を作成。

## 《倉吉都市計画区域》

都市づくりの目標（案）	取組の方向性
4 地域資源を活かした魅力ある都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的なまちなみ等の歴史・文化、温泉、マンガ・フィギアなどのポップカルチャーなどの個性豊かな地域資源を活用し、観光やレクリエーションなどの充実を図る。</li> </ul>
5 環境に配慮した都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車交通に過度に依存しない交通体系の充実、緑地の保全、エネルギーの効率的な利用など環境に配慮した都市づくりを推進する。</li> <li>農村景観や自然環境を保全するとともに、交流の場として活用するなど自然環境を活かした都市づくりを推進する。</li> </ul>
6 防災減災・防犯都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難路や防災拠点の確保などのハード対策と、危機管理体制の充実や地域防災力の向上などのソフト対策を一体的に進める。</li> <li>ハザードマップを作成し、地域住民に情報を周知する。</li> <li>公共性の高い施設は、耐震性の確保について必要な措置を講ずるよう努める。</li> <li>災害の危険の少ない地域への居住を誘導するなど、安全・安心な都市づくりを推進する。</li> </ul>
7 住民を主役とした透明性のある都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民が主役、市町村が主体でNPO等各種団体・企業・行政・大学との連携・協働による都市づくりを推進する。</li> </ul>

- ◆ 社会情勢の変化、都市計画基礎調査の結果、住民アンケートの結果、住民との意見交換などを踏まえ、都市づくりの目標（案）を作成。

## 《琴浦都市計画区域》

まちづくりの目標	取組の方向性
1 活力あるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存ストック（空き家・空き地等）を有効活用し、良好な商業・住環境を維持する。</li> <li>・ 市街地において暮らし方に合わせた住宅の供給、居住環境の整備を図る。特に、きらりタウンや槻下団地などの交通便利性に優れ、生活基盤の整った既存宅地ストックは、メリットを県内外へ発信し活用を促進する。</li> <li>・ バリアフリー化を推進し、誰もが歩いて暮らしやすい環境を創出する。</li> <li>・ 医療、福祉、商業など生活に必要な機能を誘導し、住すみたくなる暮らしやすい生活環境を整備する。</li> </ul>
2 地域資源を活かした魅力あるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船上山、大山滝、一向平キャンプ場などの個性的な地域資源を活用し、観光やレクリエーションなどの充実を図る。</li> <li>・ 道の駅の活用による情報発信、物販を促進する。</li> </ul>
3 地域コミュニティの活性化・持続可能なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少・少子高齢化の中、子育てしやすい良好な居住環境の形成を図る。</li> <li>・ 農業などの担い手の確保・育成により、良好な営農環境及び関連産業の雇用を維持しつつ、営農環境と調和のとれた居住環境の形成を図る。</li> <li>・ 医療・福祉・商業棟の生活に必要な機能が集まる生活拠点と各地域を結ぶ公共交通の維持・確保を図る。</li> <li>・ 既存インフラの長寿命化の取組など、戦略的な維持管理・更新を推進する。</li> </ul>

- ◆ 社会情勢の変化、都市計画基礎調査の結果、住民アンケートの結果、住民との意見交換などを踏まえ、都市づくりの目標（案）を作成。

## 《琴浦都市計画区域》

まちづくりの目標	取組の方向性
4 環境に配慮したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家用車に過度に依存しない交通体系の充実、緑地の保全、エネルギーの効率的な利用など環境に配慮したまちづくりを推進する。</li> <li>・ 農村景観や自然環境を保全するとともに、交流の場として活用するなど自然環境を活かしたまちづくりを推進する。</li> </ul>
5 防災減災・防犯都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難路や防災拠点の確保などのハード対策と、危機管理体制の充実や地域防災力の向上などのソフト対策を一体的に進める。</li> <li>・ ハザードマップを随時更新し、地域住民に情報を周知する。</li> <li>・ 公共性の高い施設は、耐震性の確保について必要な措置を講ずるよう努める。</li> <li>・ 八橋地区や漁村集落等の木造建築物密集地においては、建築物の防火機能や耐震性能の向上に努める。</li> <li>・ 東日本大震災の経験を踏まえ、地震及び津波による被害想定等の検討を進める。</li> </ul>
6 住民を主体とした透明性のある都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民が主役、市町村が主体でNPO等各種団体・企業・行政・大学との連携・協働によるまちづくりを推進する。</li> </ul>

